

第6章 社会福祉協議会の基盤整備と推進強化

1 社会福祉協議会（略称：社協）とは

- 府中市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「みんながささえあう福祉のまちづくり」を推進するため、次の経営理念と経営方針に基づき、各種事業等の推進に努めています。

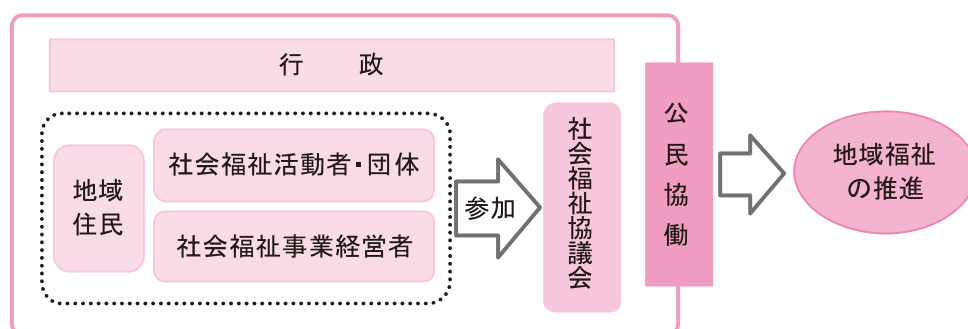
< 経営理念 >

- 住民参加・協働による福祉社会の実現
- 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 地域に根ざした総合的な支援体制の確立
- 地域の福祉課題に基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

< 経営方針 >

- 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに情報公開や説明責任を果たす。
- 事業の展開にあたって、住民参加を促進する。
- 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

[地域における社会福祉協議会の役割]



<「地域福祉の担い手」(社会福祉法第4条)>

「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」が協働して地域福祉の推進を図ることとしている。

<社協＝推進役(社会福祉法第109条)>

社協を「地域福祉の推進を目的とする団体」として規定し、社協と地域福祉を担う4条の三者が結集して、社協のもつ企画実施、事業者の健全育成、住民参加支援、連絡調整などの機能を発揮して、地域福祉を推進することを社協の役割としている。

< 府中市社会福祉協議会のあゆみ >

- ・社会福祉協議会は、社会福祉事業法（平成 12 年：社会福祉法に改正）に位置づけられた民間非営利の団体で、戦後間もない昭和 26 年に民間の社会福祉活動の強化を図るため全国、都道府県レベルで誕生しました。そして、ほどなく区市町村でも組織され、福祉活動への住民参加をすすめながら、現在まで一貫して地域福祉活動の中心的役割を果たしてきました。活動の原則は、地域住民、社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特長とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者にささえられた公共性という、2つの側面をあわせもった組織です。
- ・府中市社会福祉協議会は、昭和 38 年 10 月 29 日に任意団体として発足し、昭和 45 年 5 月 30 日に社会福祉法人を取得しました。
- ・また、平成 18 年 4 月に財団法人府中市民福祉公社と統合し、現在に至っています。

年度	事 項	年度	事 項
昭和 38	府中市社会福祉協議会設立	平成 6	地域福祉活動計画「ふれあい府中 21 プラン」策定
45	社会福祉法人認可 広報編集委員会設置		府中市保健福祉人材育成センター運営事業の受託
47	設立 10 周年記念式典開催	8	福祉ショップ・喫茶コーナー「は～もにいい」運営開始
49	結婚相談事業の開始	9	広報「ふちゅうの福祉」100 号記念号発行
52	給食サービス事業開始 ボランティアコーナー開設	10	小地域懇談会開始
55	第 1 回ボランティア講座開催	11	福祉マップ発行
56	第 1 回福祉まつり開催	12	地域福祉権利擁護事業受託
57	心身障害者福祉センター管理運営事業受託	12	車イスステーション事業開始
58	学童クラブ事業受託 創立 20 周年記念式典開催		介護支援専門員研修開催
60	ボランティアセンター発足		NPO 法人への助成事業開始
61	福祉ボランティアのまちづくり事業開始	13	障害者地域生活支援センター「み～な」事業開始
63	ひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料配付		府中市在宅介護支援センター（基幹型）の管理運営事業受託
平成元	福祉団体作品展・販売コーナー開設	14	ホームページ開設
2	ふれあい会館管理運営事業の受託 福祉機器展示室開室	15	創立 40 周年記念誌発行
3	国により創設された「ふれあいのまちづくり事業」を実施	18	社会福祉協議会と市民福祉公社が統合
4	創立 30 年記念式典開催		権利擁護センターふちゅう開設
5	社協リフト付バス運行開始	19	障害者就労支援施設「御休み処」の運営受託
		20	夢バンク開設